○　この場合、農林水産大臣、林野庁長官又は水産庁長官が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等の交付等は、原則として当該対象者からの交付の申請に基づき行うものとする。ただし、特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認められるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

○　武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないことから、農林水産省は、特殊標章等の交付又は使用の許可を受けた者に対し、以下のとおり取り扱うよう周知徹底を図るものとする。

・　交付又は使用の許可を受けた特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならないこと

・　国民保護措置に係る職務等を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならないこと

・　特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務等のために使用されていなければならないこと

7　情報の収集及び提供

⑴　被災情報の収集及び提供

○　本省各部局、地方農政局等その他農林水産省の機関は、別紙２に定めるところにより、被災情報を収集し、速やかに本省対策本部事務局に報告するものとする。

○　本省対策本部事務局は、本省各部局、地方農政局等その他農林水産省の機関から収集した被災情報を整理するものとする。

○　本省対策本部長は、上記により整理された情報を速やかに政府対策本部長（事態対処法第11条第１項の事態対策本部長をいう。以下同じ。）に報告するとともに、関係機関、国民等への提供を適時かつ適切に実施するものとする。

⑵　国民保護措置の実施状況の収集及び提供

○　本省各部局、地方農政局等その他農林水産省の機関は、それぞれの所掌に係る国民保護措置を実施した場合には、その実施状況を整理し、別紙２に定めるところにより、速やかに本省対策本部事務局に報告するものとする。

○　本省対策本部事務局は、本省各部局、地方農政局等その他農林水産省の機関から収集した国民保護措置の実施状況を整理するものとする。

○　本省対策本部は、上記により整理された情報を政府対策本部、関係機関、国民等へ適時かつ適切に提供するものとする。

8　通信の確保

農林水産省は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、必要に応じ、通信衛星システム等の情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧に努めるものとする。また、直ちに総務省にその状況を連絡するものとする。

9　地方公共団体の長が実施する安否情報の収集に対する協力

農林水産省は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に伴い入手した安否情報を速やかに地方公共団体の長に提供するものとする。

この場合、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

第２節　武力攻撃事態等における国民保護措置

1　住民の避難に関する措置

⑴　武力攻撃の兆候等に係る情報収集

本省対策本部は、武力攻撃事態等において、本省各部局及び地方農政局等を通じて、武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び分析に努めるとともに、これらの情報を入手したときは、直ちに政府対策本部に報告するものとする。

⑵　警報

○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、国民保護法第45条第１項の規定による警報の通知を受けたときは、直ちに別に定めるところにより、その内容を管轄する指定地方行政機関の長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知するものとする。

また、国民保護法第51条第１項の規定による警報の解除が行われたときも同様とする。

○　上記の警報の通知に当たっては、次の点に留意するものとする。

・　事態の緊急性に鑑み、本省対策本部の了解を得て、警報の通知を行うものとする。

・　通知は迅速を旨とし、ファクシミリ等により送付するものとする。ただし、ファクシミリ等の使用が困難又は不能の場合は、その他の手段により文書によらないで通知することができるものとする。

・　水産庁は、武力攻撃事態等において、所有する漁業取締船、所管する独立行政法人所有船等の安全確保に努めるとともに、関係団体等を通じた漁業無線による漁船の安全確保について注意喚起を行うものとする。

⑶　避難措置の指示

○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、国民保護法第52条第４項の規定による避難措置の指示の通知を受けたときは、直ちに、その内容を管轄する指定地方行政機関の長及び所管する指定公共機関に通知するものとする。

また、国民保護法第53条第１項の規定による避難措置の指示の解除が行われたときも同様とする。

○　上記の避難措置の指示の通知に当たっては、次の点に留意するものとする。

・　事態の緊急性に鑑み、本省対策本部の了解を得て、避難措置の指示の通知を行うものとする。

・　通知は迅速を旨とし、ファクシミリ等により送付するものとする。ただし、ファクシミリ等の使用が困難又は不能の場合は、その他の手段により文書によらないで通知することができるものとする。

⑷　応急用食料の調達・供給

武力攻撃事態等における住民の避難に際し、２⑴に定める措置に準じて、応急用食料の調達・供給に努めるものとする。

2　避難住民等の救援に関する措置

⑴　応急用食料の調達・供給

武力攻撃事態等が発生した場合において、応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、都道府県と密接な連携の下に、次により、迅速かつ適切な調達・供給に努めるものとする。

○　本省対策本部及び地方農政局等は、都道府県からの食料調達に関する要請等に対応するため、緊急連絡体制を直ちに整備するものとする。

○　本省対策本部は、都道府県による食料調達を支援するため、関係都道府県、政府対策本部、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

○　地方農政局等の長は、都道府県と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況及び供給必要量を把握し、速やかに本省対策本部に報告するものとする。調達・供給開始後はその状況について速やかに本省対策本部に報告するものとする。

○　本省対策本部は、毎年定期的に実施する調達可能量調査の結果等を踏まえ、応急用食料（出荷要請をする物資を含む。）の供給可能量を住民の避難先となる都道府県に提示するとともに、その他の生鮮食料品等についても、全国的・地域的な需給動向を把握して逐次供給可能量を提示するものとする。